

## 第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

消防局（消防局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

| 区 分 | 監 査 実 施 課 公 所 名 |                  |
|-----|-----------------|------------------|
| 消防局 | 総務部             | 総務課、職員課、施設課、消防団課 |
|     | 予防部             | 予防課、規制課          |
|     | 消防部             | 消防課、指令課          |
|     | 救急部             | 救急課、救急救命研修所      |
|     | 本部機動部隊、消防航空隊    |                  |
|     | 消防署（昭和、中川、緑）    |                  |
| 財政局 | 契約部             | 契約課              |

## 第3 監査の着眼点

令和 6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- 1 地域防災力の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- 2 救急救命体制の充実に yönelik 取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

### 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理して

いる事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

## 第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

### 1 指摘

#### (1) 競争性のある契約の締結について（契約事務）

名古屋市契約規則によると、財産の買入れにあつては、予定価格が 160万円を超えない場合には少額の随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 同じ品目の物品の購入について、あらかじめ年間の購入数量を把握した上でまとめて契約することが可能であったにもかかわらず、年 3回に分けて契約していたもの (救急課)

| 件名                      | 契約年月日       | 納入期限        | 金額         | 契約先 |
|-------------------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 救急業務用資器材（消防隊用AEDパッド）の購入 | 令和 5年 6月 8日 | 令和 5年 6月30日 | 1,567,500円 | A社  |
|                         | 令和 5年 9月 8日 | 令和 5年 9月30日 | 1,567,500円 |     |
|                         | 令和 6年 3月13日 | 令和 6年 3月31日 | 1,567,500円 |     |
| 合計                      |             |             | 4,702,500円 |     |

イ 契約年月日及び納入期限が近接又は同一であるにもかかわらず契約を分割  
していたもの (救急課、救急救命研修所)

(事例1 救急課)

| 件名                         | 契約年月日       | 納入期限        | 金額       | 契約先 |
|----------------------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 救急業務用資器材 (A<br>EDパッド等) の購入 | 令和 5年 7月 3日 | 令和 5年 7月14日 | 286,132円 | B社  |
|                            | 令和 5年 7月18日 | 令和 5年 7月31日 | 297,935円 |     |
| 合計                         |             |             | 584,067円 |     |

(事例2 救急課)

| 件名                                   | 契約年月日       | 納入期限        | 金額       | 契約先 |
|--------------------------------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 救急車 (救急南1) の<br>マーキングシールの製<br>作及び貼付  | 令和 6年 1月19日 | 令和 6年 2月29日 | 285,780円 | C社  |
|                                      | 令和 6年 1月31日 | 令和 6年 2月29日 | 205,920円 |     |
| 救急車 (救急大同1) の<br>マーキングシールの<br>製作及び貼付 | 令和 6年 1月24日 | 令和 6年 2月29日 | 285,780円 |     |
|                                      | 令和 6年 2月 5日 | 令和 6年 2月29日 | 205,920円 |     |
| 合計                                   |             |             | 983,400円 |     |

(事例3 救急救命研修所)

| 件名                      | 契約年月日       | 納入期限        | 金額       | 契約先 |
|-------------------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 救急救命士養成教育用<br>資器材収納庫の購入 | 令和 6年 1月16日 | 令和 6年 3月29日 | 173,932円 | D社  |
| 救急救命士再教育用資<br>器材収納庫の購入  | 令和 6年 1月17日 | 令和 6年 3月29日 | 173,932円 |     |
| 合計                      |             |             | 347,864円 |     |

ウ 予定価格が30万円を超えるにもかかわらず、他の事業者から見積りを辞退  
されたとの理由で、1者からしか見積書を徴取していなかったもの  
(救急課)

(事例1)

| 件名                                    | 契約年月日       | 納入期限        | 金額         | 契約先 |
|---------------------------------------|-------------|-------------|------------|-----|
| 救急車のマーキングシール<br>の製作及び貼付 (救急<br>本部5、6) | 令和 5年 4月12日 | 令和 5年 5月15日 | 1,408,000円 | C社  |

(事例2)

| 件名                         | 契約年月日       | 納入期限        | 金額       | 契約先 |
|----------------------------|-------------|-------------|----------|-----|
| 救急車のマーキングシールの製作及び貼付（救急本部2） | 令和 5年10月27日 | 令和 5年11月30日 | 638,000円 | C社  |

救急課及び救急救命研修所においては、経済性の観点から、契約を一つにまとめられたい。その結果、予定価格が入札を実施すべき金額となる場合には、入札方式により契約手続を実施されたい。

また、予定価格が30万円を超える少額の随意契約を締結する場合には、競争性の観点から、2者以上の者から見積書を徴取するよう徹底されたい。

さらに、作為的に契約を分割していると疑われかねない不適切な事例が複数見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、局内全体に対して競争性や経済性の観点も含めた適正な契約手続に関する意識の向上を図られたい。  
(総務課)

(2) 消防機械器具に係る指定点検の実施について（財産管理事務）

消防装備管理規程及び消防装備管理事務処理要綱（以下「規程等」という。）によると、消防機械器具（消防車、消防舟艇及び放水器具など）について点検を行い、その結果を記録し、簿冊を整理、保管しなければならないとされている。また、点検のうち、機能保全のために特に時期及び内容を指定して行う指定点検については、1か月点検、6か月点検及び器具年次点検に区分され、点検結果は点検表に記録し、消防装備管理者（署長）に報告することとされている。なお、点検結果の報告については、消防署長以下代決規程運用基準によると、主管課長までの報告にとどめることができるとされている。

消防機械器具に係る指定点検の実施状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 点検表が作成されておらず、点検が実施されているか確認することができなかったもの  
(昭和消防署、緑消防署)
- イ 点検表は作成されていたものの、課長補佐までしか報告をしていなかったもの  
(昭和消防署)

昭和消防署及び緑消防署においては、指定点検を実施した際には、規程等に基づき点検表を確実に作成されたい。また、昭和消防署においては、点検結果について主管課長への報告を漏れなく行うよう徹底されたい。

所管課である施設課においては、点検表の作成及び報告の確実な実施について、全消防署に対して周知徹底されたい。（施設課）

### **(3) 貸付備品の管理について（財産管理事務）**

予防課では、防火管理研修センターの業務運営を業者に委託しており、委託業務の執行に必要な備品を受託者に無償で貸し付けている。

貸付備品の管理について、名古屋市会計規則によると、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。また、当該委託に係る契約書によると、受託者は委託者から備品を借り受けたときは、委託者に預り証を提出しなければならないとされている。

防火管理研修センターにおける貸付備品の管理状況について調査したところ、受託者から預り証が提出されておらず、また、予防課は、受託者に預り証の提出を求めているなかった。

預り証は、貸付けを受けた者が現に備品を預かっていることを証するものであることから、名古屋市会計規則及び契約書に基づき、受託者に預り証の提出を求め、確実に徴取されたい。（予防課）

なお、予防課においては、預り証を徴取し、必要な措置が講じられた。

### **(4) 救急救命士の教育訓練用資器材に係る経費の分担について（行政運営事務）**

本市は、愛知県、岐阜県及び三重県（以下「三県」という。）との間で救急救命士養成教育に関する協定を締結し、本市が三県下の消防本部から研修生を受け入れ、救急救命研修所において救急救命士国家試験の受験資格を取得するための教育訓練を実施している。また、本市及び三県との間で別途締結された教育訓練用資器材に関する覚書（以下「覚書」という。）によると、教育訓練に必要な資器材に係る経費については、教育訓練を受ける研修生一人当たり160,000円として、人数に応じて本市及び三県が分担することとされている。

救急救命研修所における教育訓練用資器材に係る経費の収支について調査したところ、資器材購入に係る支出が分担金による収入を上回っており、支出超過分については本市のみが負担している状況であった。なお、覚書には、支出が収入を超過した場合又は収入が支出を超過した場合の経費の精算については規定されていない。

救急救命研修所においては、教育訓練に必要な資器材に係る経費の分担が本市及び三県で公平となるよう、覚書の見直しについて三県と協議されたい。

(救急救命研修所)

## 第6 意見

### 1 救急救命体制の充実について

救急出動件数及び搬送人員は、全国的に増加傾向にあり、令和 5年は過去最多となっている（図 1参照）。本市においても同様に、救急出動件数及び搬送人員は増加傾向にあり、令和 6年は過去最多を更新する見込みとなっている（図 2参照）。また、本市における 119番通報から医療機関への搬送完了までの平均所要時間は、全国平均よりも短くなっているものの延伸傾向にあり（次表参照）、さらに、今後も高齢者人口の増加に伴う救急出動件数の増加が想定されていることから、救急現場や医療機関への救急車の到着時間の延伸が懸念される。

こうした状況の中、本市では、複数の医療機関に対して一斉に傷病者の受入照会ができるようスマートフォンアプリの活用を令和 5年 1月から開始し、また、救急需要の高い昼間時間帯に稼働する救急隊を同年 4月に 2隊、令和 6年 4月に 1隊増隊しており、救急活動の効率化・体制強化の取組を進めている。さらに、急な病気など 119番通報すべきか判断に迷った際の電話相談窓口となる救急安心センターなごや（＃7119）の運用が令和 6年 7月から開始され、救急搬送が必要な方には 119番通報を促し、不要な方に対しては適切なタイミングでの病院受診の案内などを行うことにより、救急車の適正利用に一定の効果が見られる。

しかしながら、今後も救急需要の増加が避けられない状況において、真に救急搬送を必要とする方の対応に万全を期し、救命率の向上を図るためには、＃7119の更なる周知により救急車の適正利用を推進するのみならず、他局と連携の上、熱中症やヒートショックなどの発生予防に係る取組に努めて救急需要増加の緩和を図ることが求められる。

緩和を図ってもなお増加が見込まれる救急需要に迅速かつ的確に対応できるよう、医療機関への一斉受入照会や昼間時間帯に稼働する救急隊の効果的な運用などに引き続き取り組み、救急救命体制の更なる充実を図られたい。

図 1 全国の救急出動件数及び搬送人員の推移

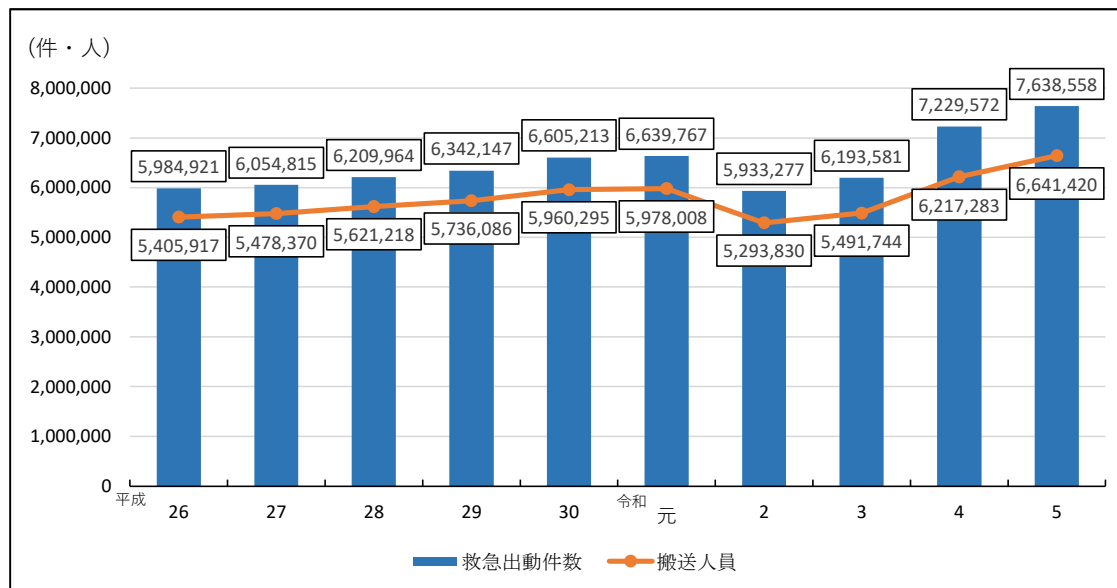
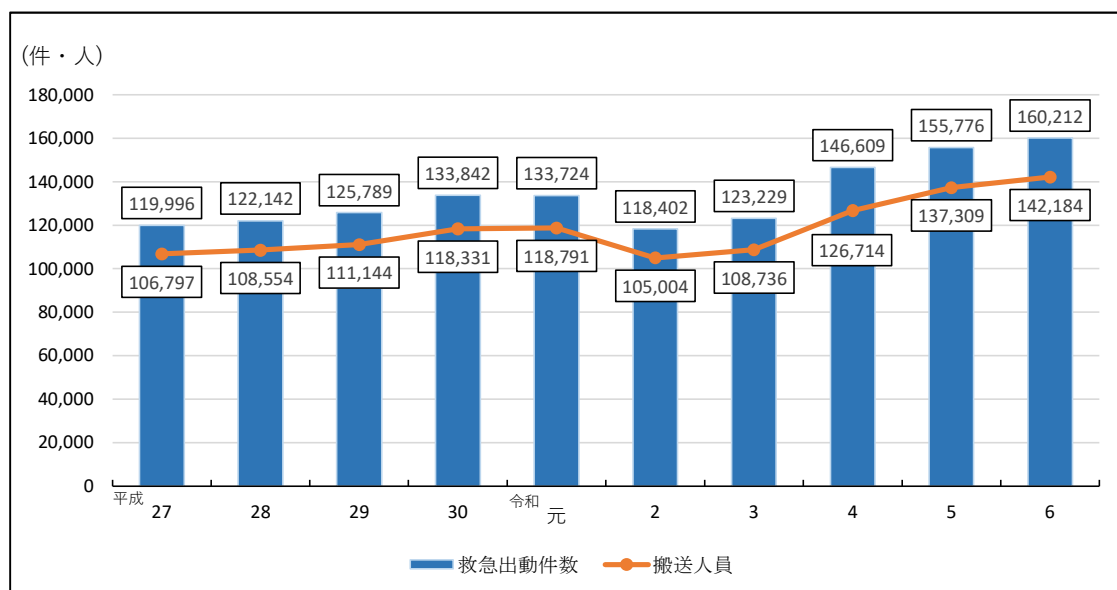


図 2 本市の救急出動件数及び搬送人員の推移



(注) 令和 6年の救急出動件数及び搬送人員は、速報値を記載

表 119番通報から医療機関への搬送完了までの平均所要時間

| 区 分  | 令和元年  | 令和 2年 | 令和 3年 | 令和 4年 | 令和 5年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 本 市  | 31.1分 | 31.4分 | 32.6分 | 35.5分 | 34.5分 |
| 全国平均 | 39.5分 | 40.6分 | 42.8分 | 47.2分 | 45.6分 |

(注) 小数点以下第 2位を四捨五入



## 2 適正な会計事務の執行について

消防局では、契約事務を始めとする会計事務を適正に行うことを目的として、会計事務担当の職員を対象に基礎的な研修を毎年行っているものの、今回の監査では、作為的に契約を分割していたと疑われかねない事例が見受けられたことから、局内での取組の効果が十分に発揮されず、法令や規則に基づいて事務を行う意識が希薄となっていたことがうかがえる。また、他都市との経費分担が公平となっていなかった事例については、歳入確保や経費節減に努める意識が十分に浸透していないことが懸念される。

消防局においては、今回の監査結果を踏まえ、研修内容を充実させるなど職員一人ひとりの意識向上を図り、適正な事務の執行に努められたい。また、他都市との経費分担については、今後も愛知県との消防学校の共同設置が予定されていることなどから、その検討の際には、局全体としてコスト意識を持って取り組まれたい。